



「期待される人間像」（第一次草案）の成立過程：
各委員による意見発表の内容を手掛かりに

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-10-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 真由美 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00007019

「期待される人間像」（第一次草案）の成立過程

— 各委員による意見発表の内容を手掛かりに —

山 田 真由美

北海道教育大学札幌校道徳教育研究室

Background of the First Draft on “The Image of an Ideal Japanese”

YAMADA Mayumi

Department of Moral Education, Sapporo Campus, Hokkaido University of Education

概 要

「期待される人間像」の成立過程を明らかにするために、本稿では、同答申をまとめた中央教育審議会・第19特別委員会の審議録をもとに、その第一次草案が提出されるまでの議論の内容を検証した。委員会が招集されてから約一年にわたって行われた各委員の意見発表の内容と、主査による第一次草案の内容を比較することで、「期待される人間像」は主査・高坂正顕により執筆されたものであるとの見方に対して、第一次草案の大部分が、審議に出席した15名の委員による意見発表の内容に基づいてとりまとめられたものであることが明らかになった。

1. はじめに

本論文は、1966年10月31日に中央教育審議会が発表した「期待される人間像」の審議過程を明らかにするために、まずはその「第一次草案」が書かれた背景を論述することを試みる。「期待される人間像」に関してはさまざまな批判や論評がなされてきたが、その具体的な審議の過程について明らかにした研究は、貝塚茂樹による2003年の論考「中教審答申「期待される人間像」（1966年）の成立過程」を数えるのみで、いまだ十分に着手されていない¹。

同論文において貝塚は、「期待される人間像」

に対するこれまでの評価が、「中央教育審議会でのどのような議論があり、いかなる理解のもとでこれが作成されたのか」という基礎的な検証を欠いたままで」なされてきたこと、および「こうした不十分な検証が、「期待される人間像」に対する評価を固定化してきた」ことを指摘したうえで、同文書を審議した「第19特別委員会」の動向を整理することを試みる²。貝塚の研究を通しては、1963年6月24日の諮問以来、全25回にわたって行われた審議の概要が示されるとともに、委員会の主査であった高坂正顕（当時東京学芸大学学長）によって提出された「第一次草案」が、「中間草案」を経て、実際に答申された「最終報告」の形式に

いたるまでの、大まかな論点および具体的な変更点が示された。広島大学所蔵の「森戸辰男関係文書」を用いることで、主査による「覚え書き」や「第一次草案」を重要文書として取り上げた貝塚の研究は、「期待される人間像」の審議全体における主査の役割をあらためて強調するとともに、一方でその「最終報告」が、高坂の草案をそのまま採用したものでなく、複数回にわたるその後の審議や「打ち合わせ会」、および度重なる「意見聴取」の結果であったことを明らかにした。

一方で、さらなる検討を要すると思われるのは、高坂が「第一次草案」を執筆するまでに開催された、約一年間にわたる審議の内容についてである。貝塚の研究では、「第一次草案」と「中間草案」、「最終報告」の内容をそれぞれ比較することによって、最終的な「期待される人間像」にいたる過程が整理されたが、しかし貝塚自身も言及するように、高坂が草案を提出したのは、実は1963年9月9日の第1回会議から一年近くが経過した1964年8月24日の第14回会議の席上であって、「第一次草案」が書かれるまでの13回にわたる会議では、各委員によって「期待される人間像」に関する意見発表が行われているのである³。つまり、「期待される人間像」はたしかに高坂の「第一次草案」を土台として審議されたが、高坂によれば、この「第一次草案」はそれ以前になされた意見発表の内容に「基づきながら」とりまとめられたものであり⁴、第13回までの審議の内容を検証することで、はじめてそれが書かれた具体的な経緯を明らかにすることができる⁵と考える。

以上のことから本稿は、国立公文書館デジタルアーカイブに所蔵される「中央教育審議会第19特別委員会」の審議の速記録、および同会議の配布資料を主な検討の対象として、1963年9月9日に開かれた第1回会議から、主査草案が書かれるまでのあいだに、各委員からどのような意見が出され、どのような意見交換が行われたかを整理することを試みる。その作業を通して、「第一次草案」の土台になった議論の内実を明らかにするとともに、各委員の見解が草案にどのように生かされた

かを考察し、「期待される人間像」の審議をめぐって今後検討すべき具体的な論点の提示を目指したい。以下、まずは第19特別委員会のメンバーと全25回にわたる審議の全体のスケジュールを確認し、各委員の発表内容を順にたどっていくことにする。

2. 「期待される人間像」に関わる審議の概要

「期待される人間像」が付された答申「後期中等教育の拡充整備について」を特集した『文部時報』第1072号（1966年11月）によると、第19特別委員会に召集された各委員の氏名と職業（答申当時）は以下の通りである⁵。

委員 1966年10月31日現在
 森戸辰男 日本育英会会長（会長）
 木下一雄 東京学芸大学名誉教授（副会長）
 天野貞祐 獨協大学学長
 大河内一男 東京大学長
 久留島秀三郎 同和鋳業株式会社相談役
 高坂正顕 東京学芸大学学長（主査）
 高橋雄豺 読売新聞社顧問
 高村象平 慶應義塾大学教授
 成田喜英 東京都立新宿高等学校長*
 平塚益徳 国立教育研究所長
 前田義徳 日本放送協会会長*
 諸井貫一 秩父セメント株式会社社長
 臨時委員
 出光佐三 出光興産株式会社会長
 坂西志保 評論家
 野尻清彦 作家
 松下幸之助 松下電器産業株式会社会長
 旧委員
 阿部真之助 日本放送協会会長
 岩下富蔵 東京都日比谷高等学校長**
 石田壮吉 東京都立第三高等学校長***
 茅誠司 東京大学長****
 内藤誉三郎 前文部事務次官（専門委員）*****
 以上、23名

*1965年5月28日から

**1964年6月19日まで

***1964年6月19日から1965年5月23日まで

****1963年1月17日まで(大河内と交代)

*****1964年7月7日から1965年7月3日まで

続いて、同じく『文部時報』に示される全審議の日程と主な議事内容は、次の通りである⁶。

第1回(1963年9月9日)主査の互選, 経済審議会の人的能力部会答申「経済発展における人的能力開発の課題と対策」について説明聴取

第2回(同年9月30日)臨時委員の紹介, 関連する従前の施策について説明聴取

第3回(同年11月4日)出光, 松下委員の意見発表

第4回(同年12月9日)道徳教育の取扱いについて説明聴取

第5回(1964年1月20日)天野委員の意見発表

第6回(同年2月24日)平塚, 木下委員の意見発表

第7回(同年3月16日)坂西, 高橋委員の意見発表

第8回(同年3月30日)岩下, 松下, 野尻委員の意見発表

第9回(同年4月13日)文教施策について説明聴取

第10回(同年5月4日)諸井, 大河内委員の意見発表

第11回(同年5月18日)高村委員の意見発表, 「こどもの成長と家庭」について説明聴取

第12回(同年6月1日)尾高邦雄東京大学教授から意見聴取, 久留島委員の意見発表

第13回(同年6月22日)松下, 森戸委員の意見発表

第14回(同年9月7日)新委員の紹介, 「期待される人間像」(主査草案)について審議

第15回(同年9月21日)「期待される人間像」(主査草案)について審議

第16回(同年10月19日)「期待される人間像」(主査草案)について審議

第17回(同年12月21日)「期待される人間像」(中間草案)の発表について審議

第18回(1965年6月7日)主査の互選

第19回(同年12月6日)「期待される人間像」(中間草案)に対する世論について審議

第20回(1966年1月17日)「期待される人間像」(中間草案)について審議

第21回(同年1月30日)「期待される人間像」(中間草案)について審議

第22回(同年2月14日)鈴木重信神奈川県教育センター参与, 江上フジ日本放送協会考査室長から「期待される人間像」(中間草案)について意見聴取

第23回(同年2月21日)西谷啓治大谷大学教授, 手塚富雄立教大学教授, 八杉竜一東京工業大学教授から「期待される人間像」(中間草案)について意見聴取

第24回(同年2月28日)柴田周吉日本経営者団体連盟教育特別委員会委員長, 加藤日出男若い根っ子の会会長から「期待される人間像」(中間草案)について意見聴取

第25回(同年6月27日)「期待される人間像」(中間草案)について審議

それでは、以上の概要を踏まえて、第14回までの審議の具体的な内容について見ていこう。先にも述べた通り、以下では各委員の意見発表にできる限り限定して着目し、各回の審議でそれぞれの委員からどのような論点が提案されたかということを順に整理する⁷。

3. 各委員による意見発表の概要

出光委員, 松下委員の意見発表(第4回会議)⁸

はじめに発表した出光佐三が主調した論点は、日本人が日本人としての誇りと伝統を取り戻していく必要であり、「和の道徳」に代表される「日本の固有の道徳」を教育方針として確立していく

必要についてであった。出光は、自身の発表内容が「世界の事業家や銀行と折衝してきた」自らの経験にもとづくものであるとしたうえで、資本よりも人間を、権利よりも互譲を大切にしてきた日本人は、「自分を離れて全体の和を作る」ことに秀でた「優秀な民族」であって、このことは世界の全体をみても非常に誇るべきことであるとする⁹。にもかかわらず彼の見立てでは、戦後の占領政策によってこうした日本の固有の道徳は否定され、その産物というべき教育基本法は、世界中どこにも適用するような普遍的な思想モラルを説いている。たしかに人類共通の人間観や道徳観も必要ではあるが、日本の国の人間像を検討する場合には、やはり和の精神や家族制度にもとづいて数千年来の平和を保ってきた過去の日本の実績を十分に尊重することが大切であり、その伝統の上にこれからの教育方針を樹立すべきであるというのが、出光の意見の主旨であった¹⁰。

続いて、同じく実業家の立場から松下幸之助が主張したのは、一つには、「期待される人間像」を考える場合に、まずは「人の基本」とも言うべき「人が人たることの道」をめぐる「世界共通の人間像」を考えなければならないことであり、また一つには、この人間共通の基本の上に、国の伝統や国民性を加味した「日本にふさわしい人間像」を樹立しなければならないことの二点であった¹¹。そのうえで、特に後者について考えるにあたり、日本の伝統を十分に加味すべきことが述べられる。彼によれば、教育基本法はたしかに「万国に恥じない」「非常にりっぱなもの」ではあるものの、しかしそこに日本の過去の伝統が盛られているかといえばそうではなく、「花はきれいだけれども根がない」、 「根なし草」だというような感じがあるとする¹²。出光が日本に固有の道徳を尊重するよう述べたのと同様に、松下によってもまた、人間教育の目標としての「期待される人間像」を考えるにあたっては、日本独特の伝統や国民性を十分に尊重し、それを柱にすべきということが強調して述べられた。

この日は、道徳教育に関する現状聴取のために

文部省の担当局長が出席したため、その後の質疑では道徳教育の問題に議論が集中し、各発表の内容が十分に掘り下げられることはなかった。今回が意見発表の初回であったが、両者の発表は日本への誇りと愛国に満ちており、出光、松下両氏の発表を通しては、日本の伝統に基づく教育目標の固有性を打ち出していく必要が述べられた。

天野委員の意見発表（第5回会議）

続いて、第5回会議では、文部大臣を歴任した天野貞祐による意見発表が行われる¹³。当時獨協大学の学長で倫理学者の天野が述べたのは、道徳教育が、「よい人間」の中心をなす「善意志」（よき意志）と「思慮」（知性）の育成を主要な任務とすることであり、そのために、広い知識を与えて道徳的判断力を涵養することと、教育者の人格に直接的な影響を受けることの、二つの意味での徳育が必要であるとの見解であった¹⁴。発表の後半には、戦時中に自らが提起した修身批判や、1953年に自身の名で公表した「国民実践要領」に言及する場面もあり、①今日の社会では「自由」の理解が浅薄であり、自由と同時に規則や礼儀に従う精神を学校で教える必要があることや、②戦前も戦後も、道徳の本質に関しては何も変わらないのではないかといった私見が示された¹⁵。天野の発表では、「期待される人間像」に関するよりも、学校での道徳教育のあり方に関する見解が述べられ、上記に加えて、教科教育であっても広い意味での人間形成と無関係ではないことや、ゆえに教師のだれもが徳育を担っていることを自覚すべきであるとの主張があった。

質疑の席上では、主に道徳教育の方法について、道徳を教科としてもよいではないか、教科書を作ってしまうべきではないかと述べた天野に対して、子どもを一定の型にはめる徳目主義が危惧されていることなどが、高坂や平塚によって指摘され、徳目を知識として理解することと、それを実践することの関係などが話し合われた¹⁶。

平塚委員、木下委員の意見発表(第6回会議)

続いて第6回の会議で意見を発表したのは、平塚益徳と木下一雄の二名である。比較教育学を専門とする平塚は、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカにおける理想的な人間像を、それぞれジェントルマンシップ、明晰さと合理性、キリスト教の人間像、よき市民としておおまかに説明し、その上で日本の教育基本法上において不足する考え方について述べている。不足する考え方というのは、一つには、それが民族や祖国の伝統を打ち出さないために、個性のない「蒸留水のようなものになっていること、そしていま一つには、その人間観がホモ・サピエンスの世界に強く傾いて、神に対する人間という発想が見られず、「宗教的な人間の深い省察」に欠ける点である¹⁷。教育基本法の普遍的な性格に関しては、出光、松下の発表によっても話題に上がったが、特に後者の人間観に関して平塚は、「聖きもの、高きもの、絶対なるものに対して畏敬する、つつしむ、そして神の許しによって、許されたものであるゆえに互いに相いつくしむ」人格観を要請し、人間像を語る場合の宗教的な発想の必要性を提示した¹⁸。この点について質疑では、平塚のいう宗教がキリスト教のことなのか、だとすれば日本の伝統に即することと矛盾しないのかといった指摘が主に森戸や久留島からあがったが、特定の宗教にかかわらず、民族の特殊性が何らかの形で宗教性や精神性を含むものであることが確認されるとともに、人間像を考える場合に、宗教的なものについても検討する必要が共有された¹⁹。

一方、続いて発表した木下は、倫理学者の立場から個々の人格の価値について述べ、道徳というのは、人間が具体的な社会生活の中でみずからの価値を認め、表現する「コオパレーティブ・セルフ・リアライゼーション」であるとの見解を主張した。彼の主張の重点は「コオパレーティブ」という点にあり、具体的には、人格の実現という場合でも、それは単に個人における問題ではなく、歴史や伝統、慣習をはじめ特定の「社会遺伝」を持った社会の中で実現していくことが重要なので

あり、そのために日本社会における日本人としての人間像を考えることが必要であるというのが、木下の主張の主旨であった²⁰。前段の平塚の発表ともかかわって、質疑では彼のいう「セルフ」という概念の性格が議論に上がり、それが自己に閉じたものではなく、超越的なものとのかかわりをもつものであり、「一身は天地なり」、「一人の存在も同時に天地の存在だ」とした説明が加えられた²¹。木下によると、「セルフ・リアライゼーション」という考えは、単に論理的なものではなく、何らかの宗教的な心情というべきものを含む概念であって、その意味で、議論では再び東洋的な宗教の問題、および道徳教育における宗教的な心情に関する問題が共有された。

坂西委員、高橋委員の意見発表(第7回会議)

続く第7回会議では、前半に評論家の坂西志保から、後半に読売新聞社顧問の高橋雄豺から、それぞれの欧米での経験を中心にした発表が行われた。アメリカの義務教育制度に貢献したホーレス・マンの思想を引きながら、坂西が強調したのは、職業や貧富の差別なくだれもが自分の創意を生かして自主独立の精神を持つことの必要であり、そのために、日本社会がまずはアメリカのような自由と平等の社会を目指し、実現しなければならないことであった。日本でも戦後に「よき市民」ということが言われたが、しかし坂西の言うところでは、日本では進路における進学と就職の差別や、生活における貧乏と金持の差別がまだまだ色濃く、子どもたちはそうした矛盾対立の板挟みにあっている²²。これまでの日本では、道徳というとお説教じみた上からの押しつけが行われていたが、それでは個性や自主性を育てることはむずかしい。発表の全体を通しては、身分や貧富の差別なく、だれもが自分の才能を自由に伸ばし、満足に個性を発揮することができるような社会を目指し、そのための新しいモラルを打ち出していかなければならないといった見解が述べられた²³。

続いて発表した高橋は、日本人の理想像を考える基礎として、現実の日本人の姿を反省的に描く

ことを試みた。彼によれば、日本人はたしかに「優秀な民族」である一方、たとえば当時における政治の腐敗や墮落、公務員の汚職の問題に露見されるように、その「モラル・スタンダード」には大きな問題があるという。というのも、高橋が見聞したイギリスやオーストラリアの場合と比べて、日本では特に公務員の廉潔や金銭の厳格さにおいて不足する点が多く、また一般市民の道徳的感覚も、欧米の場合と比べて非常に問題があるためである²⁴。その理由に関しては、戦後の日本において国民の道徳の規範や綱領が十分ではないことがあげられ、明治期の日本における教育勅語の役割を積極的に評価する発言もあった。西欧にキリスト教があり、ソ連に共産党の綱領があるように、戦後の日本にもまた国民の道徳の規範が必要であるというのが、高橋の発表の主旨であった²⁵。両氏の率直な意見発表を通しては、当時の日本社会が抱えた具体的な問題状況が共有された。

岩下委員、松下委員、野尻委員の意見発表（第8回会議）

続いて第8回会議で意見を述べたのは、日比谷高等学校校長の岩下富蔵と、第4回でも意見を述べた松下幸之助、そして作家の野尻清彦（大仏三郎）の三名である。はじめに発表した岩下の見解から見ていこう。

岩下は、そもそも人間を一つの型にあてはめようとすることは今日においては「通用しない」としたうえで、「期待すべき人間像をえがくとすれば、おのおのの個性、特質、能力を十分に発揮するということを前提として、各自に共通して期待されるものをえがき出すべきではないか」と述べ、「道徳」と「健康」をその共通の課題として提示する²⁶。特に道徳の具体的な内容としては、誠実や明朗、積極的態度や創造的態度などがあげられ、個々の生徒の個性や特質を尊重する必要や、その際に男女の差をめぐる問題に配慮する必要などが述べられた。特に男女の問題に関して具体的には、男女平等の原則が重要であることは言うまでもない反面、男らしさや女らしさも同じく尊重する必

要があるのではないかとの問題提起がなされるとともに、修学旅行を通して伝統に感銘を受けることの必要や、また身体的な鍛錬を通して「日本的な気持ち」を与えるために、「武道」に力を入れる必要などが述べられた²⁷。質疑では、男女の性別に関する問題が課題として共有され、女子教育や母親教育の話題にまで議論が及んだ²⁸。

続いて、第4回会議ですでに私見を発表した松下が、前回の補充のためとして二度目の発表を行った。前回の発表を基本的な立場としたうえで、①徳育は人間の尊厳を教える重要な教育であること、②その効果的な実施のために徳目のある程度明確にすべきこと、③徳目を列挙する場合には、普遍性、民族性、時代性に配慮するとともに、より広く「宇宙の秩序」を基本とすべきことなどが強調して述べられた²⁹。

時間の都合により松下に対して質疑はなされず、続いて野尻による報告が行われる。野尻が主題として提起したのは、理想像に対して現実の社会が抱える問題性の方であり、具体的には、現実の社会的な条件が調整されない限り、理想が宙に浮いたものになるのではないかといった意見が示された。現実の問題というのは、たとえば才能を伸ばすという理想があっても、金のない者には道が開かれないことや、入学試験競争によって子どもたちが痛めつけられていること、個性や独創という理想に反して、一般の社会では「おとなしい無難な人間が喜ばれる」傾向があることなどである³⁰。発表の後半では、こうした現実の問題に加え、以前に発表した平塚や木下の見解を受けながら、特定の宗教が根づいていないことにとまなう日本人の国民性の特質や、伝統に対する態度の問題などが語られた。時間の都合により回をあらためて行われた質疑では、日本の伝統文化が諸外国の文化を柔軟に包摂してきた結果であることや、その場合に儒教や武士道の精神が媒介になったこと、明治から大正にかけて日本人の性質が変わったのかどうかといったことなどが話し合われた³¹。

内藤事務次官³²の意見発表(第9回会議)

第9回会議では、前半に第8回会議で発表した野尻委員の意見に対する質疑が行われ、後半は文部事務次官の内藤誉三郎により、当特別委員会に期待される役割についての説明と、人間像に関する私見が発表された。具体的な人間像に関しては、①民族の誇りと国民的自覚を第一に強調すべきこと、②実行力を具えた不撓不屈の精神を育てるべきこと、③教育における宗教の取り扱いをめぐる問題、④国家・社会・人類に奉仕する忠孝の精神を育てるべきことなどが課題として提起され、その実現のためには教科書が必要であることや、教員養成や家庭教育の問題をあわせて課題とするべきことが強調して述べられた³³。先に示した審議の概要には、「文教施策についての説明聴取」との記載があるが、内藤からはかなり立ち入った人間像の私見が提言されており、委員会における彼の役割については注視の余地がある。発表後の質疑では、主として教員養成および教育大学のあり方に関する問題と、教育における宗教の取り扱いに関する問題が議論の中心に据えられた³⁴。

諸井委員、大河内委員の意見発表(第10回会議)

続いて第10回の会議では、秩父セメント株式会社社長の諸井貫一と、東京大学学長の大河内一男による意見発表が行われた。諸井が強調したのは、理想の人間像を考える場合に、まずは子ども一人ひとりの持つ「ポテンシァリティ」をできるだけ発揮させる方向で考えていく必要があることであり、その上で、①入学試験のための知識の教育に偏らず、身体と心を鍛錬するための体育と徳育を同じく尊重すべきこと、②家庭教育および女子教育に関する政策を考えていくべきことの二点が述べられた³⁵。前者に関しては、現在の教育が入学試験や進学試験にとらわれ過ぎていることが憂慮すべき問題として提起され、後者に関しては、とりわけ母親になるための女子教育の必要がそれぞれ語られた。教育をめぐる男女差に関しては、岩下の発表(第8回)においても話題になったが、今回の質疑では、特に母親が抱える家庭教育の悩

みのことなどが話題になった³⁶。質疑の内容を受けて、主査の提案により、次回会議にて、社会教育局が作成した家庭教育に関する冊子資料「子どもの成長と家庭」を取り上げ、同資料に関してヒアリングを行うことで合意した³⁷。

一方、続いて発表した大河内が述べたのは、彼自身が日常接触している大学生の現状をめぐる課題についてであった。大河内によれば、近頃の大学生は、具体的な個々の問題を知識として覚える能力が非常に旺盛かつ巧みである反面、そうした問題について「自分の頭」で考える意欲と能力が非常に低調であるという³⁸。その要因として具体的には、大学での一般教育が十分でないことや、高等学校が受験準備のためのトレーニングになっていることがあげられた。明治から大正期にかけて人間教育をになった私学のように、人間の自我を取り出して育成することが教育の大本であり、そのために昭和戦前期に排撃された自我や個性を取り戻し、自分の能力に対する自信や自主性の育成をめざす必要と、大学での一般教育と専門教育、職業教育のあり方をそれぞれ検討し直す必要が提案された³⁹。質疑では、大学教育を含む具体的な制度については「第20特別委員会」の課題であるとしながらも、現状の高等学校と大学との関係が戦前の旧制高校との比較で議論され、入学試験や一般教育をめぐる現状の問題を今後の検討の視野に含める必要が確認された⁴⁰。会議の最後には、文部省の社会教育局長(斉藤局長と記載)より、家庭教育に関する冊子「子供の成長と家庭」が配布された⁴¹。

高村委員の意見発表(第11回会議)

第11回の会議では、前半に経済史学者の高村象平による発表が行われ、後半に、前会議にて社会教育局長より配布された家庭教育に関する冊子の説明が行われた。高村が「期待される人間像についての存念」として話題にあげたのは、①現在の青少年の日常の行動や動作におけるしつつけの悪さについて、②教育においては教師と生徒の人間的な接触や信頼感を通して、子どもが「自分で自分

をつくり上げる」ところまで導く必要があること、③人にはそれぞれ自分の道があると生徒に納得させる一方で、常に「自分一人だけではない」という感覚を持たせる必要があることの三つの点が述べられた⁴²。また、個人として独立した心を育て、その上で公德心や愛国心を育てるためには、友だちや先生とのあたたかい人間関係の中で自分の道を自覚することが大切であり、こうした立場から、理想の人間像という場合にも何か形式的に暗記して押しつけるようなものであってはならないことが強調して示された⁴³。質疑では、前回に引き続き、大学の入学試験が日本全体の教育を歪めていることが複数の委員から指摘されるとともに、特に木下副会長より、子どもたちのしつけや作法に関する所見が述べられた⁴⁴。

質疑に続いて、前回参会した文部省の斉藤局長より、家庭教育の方策に関する現状の説明が行われた。青少年の非行に関する実態を背景として、基礎的な教育に関して学校に頼り過ぎる傾向があること、「家庭の教育的な職能」を強化すべきであることなどが、国内外の政策や各都道府県の取り組みの事例をもとに述べられた⁴⁵。質疑の時間はとられたが質問は特になく、説明のみで閉会となった。

久留島委員の意見発表（第12回会議）

続いて第12回会議では、前半に社会学者で東京大学教授の尾高邦雄による発表が、後半に実業家の久留島秀三郎による意見発表が行われた。尾高は今回期のみ呼ばれた外部委員であるためその位置づけは不明だが、発表では、およそ①他律的に付和雷同する集団人ではなく、オートノマスな個人をつくる必要があること、②自分の仕事に進んで献身することのできる能力および信念を養うことの重要性、③国家というものの重大性を十分に自覚すべきことの三点が強調して述べられた⁴⁶。発表後の質疑では、特に②の点について、オートメーションの時代における人々の仕事観や余暇の問題を中心に、社会学の実態調査等を踏まえた補足説明が行われた⁴⁷。

続いて発表した久留島からは、神話や伝説にあらわれる日本の民族性を尊重し、日本民族に対して誇りを持たせる必要が強調して述べられた。久留島の言うところでは、戦後の日本には自国の神話や過去の歴史を葬ろうとする傾向が見られるが、民族の発展は、歴史を引き受けて反省し、よしはよし、あしきはあしきとして進むところにある⁴⁸。神話を尊重する視点から、発表の全体を通して、日本人が日本および日本民族の重大性を自覚すべきことが強調されるとともに、戦後の歴史教育や検定教科書のあり方についても、こうした側面から再検討していく必要が述べられた。質疑では、戦後の日本が抱える歴史教育の問題が「非常な難問」であることが確認されるとともに、国民における歴史のとらえ方に関して、森戸と平塚の両者からロシアおよびソ連の事例が語られた⁴⁹。

松下委員、森戸委員の意見発表（第13回会議）

第13回会議では、第4回、第8回でも意見を述べた松下の三回目の発表が行われ、その後、審議会会長の森戸辰男より意見発表があった⁵⁰。今回の森戸を以て委員全員の発表が行われたこととなり、次の会議ではいよいよ高坂の草案が提出される。すなわち今回が本稿で確認する最終の意見発表である。

前回からの補足として松下が述べたのは、①人間の徳性を育てる徳育を行うために、徳目そのものの明確さが検討されなければならないこと、②その際に、一つの根本的な大徳および大義を検討する必要があること、③こうして打ち立てられた人間像が、教え導くことによって実践されなければならないことの三点であった⁵¹。特に二点目の「大徳」に関しては、大いなる真理に順応することが何よりも重要であることが強調して述べられた⁵²。質疑では、三点目の「教え導く」という場合の具体的なプロセスをめぐる問題をはじめ、教師が道徳教育を避ける傾向にある現状の問題性や、愛国心をはじめとした道徳の概念を教育において扱うことの難しさが議論になった⁵³。

続いて森戸が述べたのは、現在の日本において

魅力を持ち得る具体的な人間像の三つの要点——①国家と経済の発展に与する能力ある人間、②共同社会の一員という意味での立派な日本人であり家庭人、③人間の主体性と結ばれた知恵を持つ、教養のある自主的な人間についてであった。特に二点目に関しては、新たな国家の建設を果たしたソ連を例に、愛国心の内容として、伝統や文化に対する愛情を養う必要が述べられた⁵⁴。森戸によれば、これら三つの要点はすべてばらばらのものではなく、一つの人格に結合されなければならず、個人がこれをいかに結合していくかというところに広く人間形成の課題がある。現在の「危機の時代」に鑑みて、社会のなかで自己を改め、同時に社会を改めていくような、主体性と客観性を持った人間が理想であるとともに、そのための人間形成の環境(家庭、学校、社会という場所および人間関係)を整えて行く必要が強調して述べられた⁵⁵。質疑は短い時間であったが、人間形成や道徳教育における具体的な形式の問題や、戦後の民主主義をめぐる課題などが話題になった⁵⁶。会議の最後には、次回までに高坂がこれまでの意見を整理し、何らかの形で共有することが予告され、閉会となった。

4. 主査草案の発表

以上、ここまで外部委員を含めた15名による意見発表の内容をそれぞれ確認してきた。さまざまな視点から提案された「人間像」への要求をあえてまとめるとすれば、①日本の伝統を踏まえたわが国固有の道徳を尊重し、日本人としての誇りを持たせる必要があること(出光、松下、平塚、内藤、久留島ほか——特に実業界の三者からは、歴史や神話に関する発言や、「日本人の優秀さ」への言及が目立ってなされた)、②絶対なるものや大いなるものを踏まえた人間観が要請されること(平塚、木下、松下)、③具体的な日本社会の状況や、若者を取り巻く現実に向き合い、それを踏まえた人間像を提示すること(坂西、高橋、野尻、尾高、森戸ほか)、④自主独立の精神を踏まえた

新しいモラル・スタンダードを打ち出すとともに、青少年の自我や個性、創造性を尊重すること(坂西、高橋、大河内、高村、尾高ほか)、⑤道徳および道徳教育のための具体的な規範を提示すること(天野、内藤、久留島、松下)、⑥男女の差および女子教育と、家庭教育のあり方に関する問題を踏まえるべきこと(岩下、諸井、高村、内藤、木下ほか)、⑦個人の自主独立の一方で、公德心や愛国心、献身の徳を育てる必要があること(松下、内藤、高村、森戸ほか)などがあげられる。

そして、以上の論点を踏まえて、1964年8月24日の第14回会議にて、主査高坂より「第一次草案」が提出される。以下がその草案の全体像である⁵⁷。

期待される人間像(第一次草案)

序文

- 1 戦後の道徳的混乱
- 2 経済的繁栄と精神的空白
- 3 今日の世界情勢と理想的人間像の必要
- 4 根本原理としての人間尊重と愛
- 5 自愛心・愛国心・人類愛

本論

第一章 個人として

- 1 自由であれ
- 2 個性を伸せ
- 3 正しく自己を愛し得る人となれ
- 4 頼もしき人となれ
- 5 建設的な人間であれ
- 6 幸福な人間であれ

第二章 家庭人として

- 1 家を愛の場たらしめよ
- 2 開かれた家であれ
- 3 家をして憩いの場所及び教育の場所たらしめよ

第三章 社会人として

- 1 仕事に打ち込み得る人となれ
- 2 機械を支配し得る人となれ
- 3 大衆文化消費文化におぼれるな

4 社会規範を重んずる人となれ

第四章 日本人として

- 1 正しく日本を愛する人となれ
- 2 善き日本人となれ
- 3 豊かな日本人であれ
- 4 美しき日本人であれ
- 5 たくましき日本人であれ

附記

- 1 教育の目標
- 2 幼児期の教育
- 3 躰・他律から自律へ
- 4 愛と信頼と権威
- 5 生活環境の整備
- 6 青年期の教育と覚醒
- 7 教育者の心構え

ここまでの議論を踏まえて第一に注目したいのは、各委員から提案のあった審議の背景に関する事項が、まずは草案の「序文」に反映されていることである。序文の「1 戦後の道徳的混乱」では、教育勅語の無効と修身科の廃止によって道徳の混乱が起きていることに加えて、現行の教育基本法が抽象的で具体性に乏しく、日本人の人間像として「具体的な肉付け」を必要とすることが述べられ、また「2 経済的繁栄と精神的空白」および「3 今日の世界情勢と理想の人間像の必要」では、戦後の日本人が金銭的な欲望に流されがちであることや、オートメーションの時代の新たな人間像が要請されること、民主主義の概念が対立や混乱をきたしていることなどが述べられる。これらの論点は、いずれも先に見た意見発表で委員によって繰り返し提起され、議論になった点であり、特に3に関しては、「科学技術文明を背景とした危機を含む国際的、または国内的にわれわれが置かれている状況の中で」人間像を考えるべきとした森戸の見解に即したものであると解される。

また、同じく序文の「4 根本原理としての人間尊重と愛」では、孔子の仁、キリストの愛、釈迦の慈悲、ソクラテスの愛に言及しながら、「種々なる徳目を統一する根本原理」としての「愛」が

提示され、このことは、松下や木下が述べた宇宙の原理としての「大徳」や、平塚の述べたキリスト教的人間観の要請を、高坂なりに踏まえたものであると考えられる。高坂自身が説明するように、大徳を「愛」に見いだした点は彼のオリジナルだが⁵⁸、同項を踏まえてさらに「5 自愛心・愛国心・人類愛」の三つの愛が説かれたことは、個人の尊重と国家社会の尊重が同時に提案された審議での意見に即したものと考えられる。

続いて全四章からなる本論について、その構成は天野の名で発表された「国民実践要領」と重なるが、文書の全体は「国民実践要領」よりも長文で構成されている⁵⁹。細かい点について見てみると、第一章「個人として」の「1 自由であれ」では、天野の強調した「自由」に関する懸念（自由ばかりを主張して責任が忘れられること）が踏まえられており、また「2 個性を伸ばせ」および「3 正しく自己を愛し得る人となれ」では、坂西や大河内の述べた個性と自主性の育成や、高村の述べた信頼や自信を持たせることの重要性が述べられる。「4 頼もしき人となれ」に強調される「付和雷同しない思考の強さ」という文言や、「5 建設的な人間であれ」に示される仕事に自己を捧げる献身の徳、および自己を伸ばすとともに他の人々に役立つことの重要性に関して、発表を通して複数の委員によって示された論点であったことが確認できる。そして、「5 幸福な人間であれ」の項目には、「宇宙の生命」を含む「生命の根源に対する畏敬の念」の概念が提示され、このこともまた審議の中で繰り返し話題になった宗教的な心情や、一人の人間であることを超えた大徳への視座を共有したものと考えられる⁶⁰。

一方で、第二章「家庭人として」に関しては、たしかに「3 家をして憩いの場所及び教育の場所たらしめよ」の箇所では家庭教育の話題が踏まえられているものの、審議では家庭の意義等については踏み込んで言及されておらず、愛を「自然の情」としたうえで、夫婦の愛、親子の愛、兄弟姉妹の愛をそれぞれ「道」と関連づけて述べる点や、また家庭を社会と国家の基底に位置づける点に関し

ては、むしろ高坂自身の見解を反映しているように見受けられる⁶¹。

対して、第三章「社会人として」の項目では、社会人として仕事に打ち込み得る人であることや、機械化する時代への対応、大衆文化における消費と享樂のあり方、日本社会の欠陥としての「社会的規範力の弱さ」など、やはり審議における議論が踏まえられ、また第四章「日本人として」の内容に関しても、過去の日本を軽視せず、自国を正しく愛する態度を要請する点や、「愛情のこまやかさ」と「奉仕の精神」を日本人の美德とする記述には、出光や松下、内藤や久留島の強調した日本民族としての誇りや民族性への言及がやはり踏まえられている⁶²。

また、本論の後に「附記」が付されていることは、この「第一次草案」の大きな特徴である。高坂によると、委員会での審議を分類した結果、審議の主な論題が、①なぜ期待される人間像が要求されるのか、②具体的にどのような人間が望ましいのか、③それを実現する上でどのような方策をとるべきかの三点に集約されたため、①を序文、②を本論、③を附記としてそれぞれまとめたことである⁶³。よって附記の内容としては、審議の際に話題になった青年期の自己形成の問題や、幼児期における家庭教育とそのための女子教育の重要性、躰のあり方やマスコミの影響をはじめとする生活環境の問題が踏まえられ、こうした記述は審議の内容を主査の目でとらえ返したものであることがうかがえる。しかしながら「中間草案」にいたる過程でこの附記はすべて省略されたため、その際の際緯についても今後の検証課題としておきたい。

以上のように、草案の全体の内容はたしかに主査の提案ではあるものの、しかしその構成と趣旨に関しては、やはり13回にわたる議論が十分に踏まえられており、細かな文言についても各委員の発言が尊重されたことが明らかになった。「期待される人間像」は「高坂勅語」と擲揄されたこともあり、これまでは主査高坂によって執筆されたことが強調されてきたが⁶⁴、しかし愛をめぐる記

述など、高坂が独自に加えたと思われる内容はその後の審議でことごとく削除され、また批判において最も議論の焦点となった日本の皇室の伝統や愛国に関する問題が、とりわけ松下や出光、久留島ら実業家によって強調されていたことは興味深い。本稿の議論を踏まえて、今後は各委員の主張のより具体的な検証に加え、高坂から提出された草案を各委員がどのように受け取ったかということも、引き続き速記録をもとに検証していきたい。

5. まとめと今後の課題

以上、本稿は「期待される人間像」の「第一次草案」が書かれた背景を明らかにすることを目的として、草案の前提となった各委員の意見発表とその際の審議の内容について検証してきた。ここまで明らかにしたのは、主査高坂により執筆された「第一次草案」の内容が、その大部分において各委員によってなされた意見発表の内容を踏まえて執筆されていたことである。教育勅語の廃止にともなう戦後の道徳的な混乱や、現代社会の抱える問題など「期待される人間像」が要請された背景をはじめ、具体的な人間像の項目、およびその実現のための家庭教育や躰の重要性など、全体の構成も委員からの意見を踏襲して考えられており、それぞれの項目に各委員の強調した点が取り入れられていた。主査によって「第一次草案」が書かれたという事実から、これまではその審議における高坂の役割が強調してとらえられてきたが、しかし少なくとも「第一次草案」の段階で彼が果たした役割は文字通り「とりまとめ」と言うべきであり、その内実に関しては、やはり各委員の見解を十分に吟味する必要があると思われた。というのも、むしろこのあとの審議では、先に言及した附記に加え、高坂が唯一自らの考えとして強調した「愛」に関する項目も全面的に削除され、主査の立場はさらに後退していくように見えるからである。

本稿は、「期待される人間像」の審議をめぐって今後さらに検討すべき具体的な論点を抽出す

ることを目指したが、しかし各委員からの意見発表の内容が広範囲にわたり、そもそも審議のあり方が特定の論点を議論するという形態をとっていなかったため、各委員の大まかな見解を「第一次草案」の内容に確認する作業で所定の字数が尽きてしまった。第14回会議にて「第一次草案」が出されてからは、草案の内容についての審議が続くため、今後は高坂が草案に込めた意図をさらに詳しく確認するとともに、今回明らかになった大枠の立場を踏まえつつ、草案に対して出された各委員の意見を検証し、「中間草案」、「最終報告」にいたる議論の過程を引き続き明らかにしていきたい。

※本研究は、日本学術振興会科研費JP20K13839の助成を受けたものである。

- 1 「期待される人間像」の諮問および審議をめぐる背景と、その主要な論点については、拙稿「道徳教育と人間像—「期待される人間像」の背景と思想」(道徳教育学フロンティア研究会編『道徳教育はいかにあるべきか』ミネルヴァ書房、2021年に所収)を参照のこと。
- 2 貝塚茂樹『戦後教育のなかの道徳・宗教(増補版)』文化書房博文社、2006年。
- 3 このことについて貝塚は、「各委員の発表内容が、高坂が執筆した草案にどの程度反映されたかを検討することは必要ではあるが、取敢えず本章ではこの点には踏み込まない」と留意している(同上、152頁)。本論文はこの部分を補うものである。
- 4 第14回会議席上での高坂発言より(国立公文書館デジタルアーカイブ「中央教育審議会第19特別委員会速記録12~16」(平4文部00947100)、1832頁)。以下、同資料からの引用にあたっては、原資料の右下に付された通し番号を頁数として記載する。
- 5 文部省『文部時報』1072号、1966年、231-232頁。旧委員の期間については貝塚前掲書(註2)および審議の速記録をもとに加筆。
- 6 同上、233-234頁を参照。
- 7 議事内容にあるように、第1回、第2回の議会では特定の委員による意見発表は行わず、同時に立ち上げられた「第20特別委員会」に対する「第19特別委員会」の位置づけと、審議にあたって前提となりうる従前の政策動向が確認された。後者に関して、具体的には、第1回では諮問当時に池田内閣が重視した「人づくり」政策の概要と、経済審議会が提示した「人的能力政策」

に関する説明がなされ、続いて第2回では、戦後の教育政策上において人間形成の理念を検討した過程として、教育勅語の取扱いと教育基本法の制定についての確認、会長である森戸辰男の関与した「新日本建設国民運動要領」に関する説明と、委員である天野貞祐が発表した「国民実践要領」についての説明がそれぞれ行われた。特に第2回で二つの要領を取り上げたことは、森戸の発言に従えば、こうした従前の試みを「材料にしながらかれを批判」し、批判を通して「期待される人間像」に関する「皆様のお考えがいろいろ開陳されていけばいいのではないか」との意図に由るものであった(「中央教育審議会第19特別委員会速記録1~6」(平4文部00945100)、160頁)。「期待される人間像」の内容に関しては「国民実践要領」との関連も指摘されており、委員会において「新日本建設国民運動要領」や「国民実践要領」がどのように受け止められたかという点は重要な課題である。このことについては稿をあらためて論じたい。

- 8 上述の議事内容では、11月4日の第3回会議より意見発表が開始され、臨時委員の出光佐三および松下幸之助による報告があったと記載されているが、しかし速記録によればこの日は両氏ともに欠席したため、いずれも「期待される人間像」に関する文書が寄せられたのみであり、実際に本人からの意見発表および質疑は行われていない。第2回会議時に教育基本法の制定に関してさらなる審議を求める意見があったことを踏まえ、主査の提案により、欠席した両氏の発表と質疑は12月9日開催の第4回会議で行うこととし、この日は、教育刷新委員会の事務局で教育基本法の制定に関与した人事課長(安達人事課長と記載)により、教育基本法の制定過程と教育勅語の取り扱いに関する説明、および質疑が取り行われた(同上資料(平4文部00945100)を参照)。
- 9 同上、455-473頁。出光の発表内容は、第3回会議(本人欠席)上で配布された文書の補足であったため、同日の配布資料(同アーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会委員意見その1」(平4文部01065100、1079-1082頁)をあわせて参照した。資料では日本人が優秀な民族であることが皇室とのかかわりで強調されている。
- 10 発表では、終戦後に、「家族温情主義」を掲げて一人の社員の首をも切らず海外から引き揚げてきたところ、社員たちが「和の精神」で自分を捨てて、「ほんとうに極度の耐乏生活」に勤しみ、古い社員も若い社員もみんなが一致団結したという彼の経験が語られ、これが日本人の伝統ではないか、「皇室中心に数千年平和を保ってきた」優秀さではないか、といった内容があわせて述べられた(速記録1~6前掲、458-469頁)。
- 11 同上、473-489頁。

- ¹² 同上, 490頁。
- ¹³ 速記録(同上, 538-543頁)によると, この日は, 後半に国際司法裁判所判事の田中耕太郎を招いた非公式の懇談会が行われることとなっており, 委員会としては天野の発表のみ(一時間)で切り上げられたようである。田中の職務との関係上非公式という形態をとったため, 懇談の速記録は残されていないが, 当時文部大臣であった田中を招いて, 教育基本法制定時の議論に関して話し合いの機会が持たれた旨が記録されている。
- ¹⁴ 同上, 543-556頁。
- ¹⁵ 同上, 556-569頁。
- ¹⁶ 同上, 570-596頁。
- ¹⁷ 同上, 626-642頁。
- ¹⁸ 同上, 635頁。
- ¹⁹ 同上, 654頁(森戸発言), 680頁(出光発言)など。
- ²⁰ 同上, 695-708頁。
- ²¹ 同上, 711-719頁。
- ²² 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速記録7~11」(平4文部00946100), 763-769頁。以後, 資料上の発表内容の全文に黒字による書き込みが多数散見されたが, できる限り原文の記述を解説するよう努めた。
- ²³ 同上, 747-797頁の内容を要約。
- ²⁴ ここで高橋は, オーストラリアに旅行をした際のタクシー運転手や店員の対応について語っている(同上, 855-870頁)。
- ²⁵ 同上, 829-884頁。なお質疑では, 高橋の経歴とも関わって, 政治家の腐敗に関する具体例と問題提起が繰り返された(885-896頁)。
- ²⁶ 同上, 899-906頁。
- ²⁷ 同上, 913-922頁。
- ²⁸ 同上, 922-954頁。出光と久留島が, 女子教育における「母親」を強調するのに対して(同941-950頁), 坂西は, 男らしさや女らしさを「押しつける」ことに「不安を感じる」と述べている(同932頁)。
- ²⁹ 同上, 955-989頁。
- ³⁰ 同上, 998-1006頁。
- ³¹ 同上, 1068-1110頁。第8回会議においては延長が許されず質疑の時間がとれなかったため, 第9回会議にて野尻の意見発表に対する質疑の時間がとられた。なお松下は欠席。
- ³² 審議録によると, 内藤はこの回の発表時点では委員会の委員ではなく, 文部省の事務次官として「ご意見を申し上げたい」という趣旨で参会したようである(同上, 1049-1050頁)。第13回会議の後, 1964年7月7日付けで専門委員に就任したことが, 第14回会議の席上で報告されている(同アーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速記録12~16」(平4文部00947100), 1832頁より)。本文にも述べたが, 事務次官の役割については今後も注視したい。
- ³³ アーカイブ資料前掲「中央教育審議会第19特別委員会速記録7~11」(平4文部00946100), 1112-1159頁。
- ³⁴ 同上, 1159-1195頁。
- ³⁵ 同上, 1221-1255頁。
- ³⁶ 同上, 1256-1296頁。
- ³⁷ 同上, 1296-1298頁。
- ³⁸ 同上, 1301-1305頁。
- ³⁹ 同上, 1316-1340頁。
- ⁴⁰ 同上, 1341-1370頁。
- ⁴¹ 同上, 1370-1373頁。
- ⁴² 高村の報告が始まる1381頁より, 資料のほとんどが黒線で上塗りされており, 全文を解説するのがきわめて困難であったため, 高村の報告に関しては, 同アーカイブ所蔵の配布資料「中央教育審議会第19特別委員会委員意見その3」(平4文部01111100)を参照した。
- ⁴³ 同上資料より。
- ⁴⁴ アーカイブ資料前掲「中央教育審議会第19特別委員会速記録7~11」(平4文部00946100), 1448-1481頁(特に入学試験についての質疑1448-1469頁, 木下による発言1470-1481頁)。
- ⁴⁵ 同上, 1481-1515頁。
- ⁴⁶ 同アーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速記録12~16」(平4文部00947100), 1534-1595頁。
- ⁴⁷ 同上, 1603-1637頁。
- ⁴⁸ 同上, 1638-1665頁。
- ⁴⁹ 同上, 1667-1678頁。
- ⁵⁰ 実は松下はこれまで五回にわたって文書で意見を提出しており, 今回提出された第六の意見がこれまでのまとめということであった(同上, 1683頁)。
- ⁵¹ 同上, 1686-1722頁。
- ⁵² 同上, 1693-1699頁。
- ⁵³ 同上, 1723-1757頁。
- ⁵⁴ 同上, 1769-1779頁。
- ⁵⁵ 同上, 1789-1802頁。このことに関連して, 人間像を考える場合に「時と場所を超越した抽象的な人間像」ではなく, 「現在の時と場所, すなわち科学技術文明を背景とした危機を含む国際的, または国内的にわれわれが置かれている状況の中で」の人間像を考えるべきと述べられたことは, 次に見る草案の内容に関連して注目に値する(同1764頁)。答申された「期待される人間像」では「当面する日本人の課題」に約半分の字数が割かれているが, 会長と主査の間でこうした位置づけが共有されていたことが予測される。
- ⁵⁶ 同上, 1803-1824頁。
- ⁵⁷ 以下, 第一次草案は, 国立公文書館デジタルアーカイブ資料「期待される人間像(第一次草案)」(平4文部01065100)を参照。
- ⁵⁸ 同アーカイブ資料「中央教育審議会第19特別委員会速

記録12~16」(平4文部00947100),第14回会議での高坂発言(1835-1839頁)。

⁵⁹ 二文書の関連性については、すでに貝塚茂樹によって指摘されている(特に、貝塚茂樹『天野貞祐—道理を信じ、道理を生きる』ミネルヴァ書房,315-316頁)。天野貞祐による「国民実践要領」の論点に関しては、貝塚の著書に加えて、拙稿「戦後の道徳教育を貫く国家観—一人倫共同体というオブティミズム」『教育学年報』第12巻,世織書房,2021年を参照のこと。

⁶⁰ この点については先の「愛」に関する論点と並んで第14回会議の席上でも話題になっているため、まずは14回会議での議論をたどる必要がある。本稿ではすでに紙幅の余裕がないため別稿での課題とせざるを得ない。

⁶¹ この点についても第14回会議以降議論になっており、今後詳しく検証する予定である。

⁶² 一方で、社会を「生産の場」であるとしたことや、工業化が「人間を自然から疎外する」、機械化が「人間を奴隷とする」、人間の動物化が「精神的フラストレーション」を起こすといった表現は、高坂の著書『人間像の分裂と回復』(1963年)での立場が多分に援用されており、その後の審議で大幅に書き換えられている。「日本人として」に関しても、人間疎外に抗する教養の必要や学問芸術の必要性、人間としての道義的な強さを強調する点は、京都学派として日本の使命を模索した高坂の熱意が込められたものと見えるが、こうした記述もその後の審議でことごとく書き換えられている。草案の細かな論点と高坂の思想との関係については別途検討したい。

⁶³ 「中央教育審議会第19特別委員会速記録12~16」(平4文部00947100),第14回会議での高坂発言(1845-1846頁)。

⁶⁴ 「高坂勅語」などの批判に関しては、船山謙次『戦後道徳教育論争史 下』(青木書店,1984年)を参照のこと。同答中をめぐる高坂批判の概要は、拙稿「戦後教育学における「京都学派」—政治的批判と哲学的再評価のあいだ」『人間と社会の探究』第80号,2015年にまとめた。

(札幌校准教授)